

1 菊川市地域包括支援センターの運営について

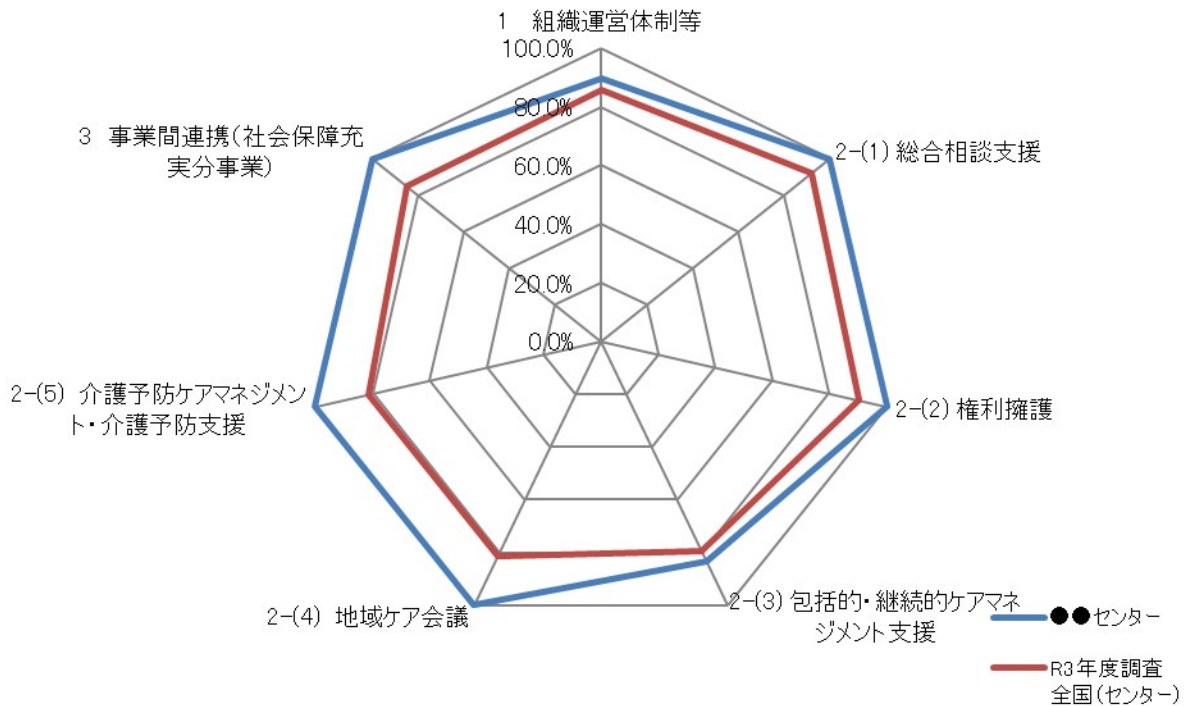
(1) 地域包括支援センターの事業評価

介護保険法により市や地域包括支援センターは事業について評価を行うとともに必要な措置を講じなければならないこととされています。

国が示した評価指標に基づいて事業評価を行い、令和2年度と3年度の市と全国との比較資料が示されたので報告します。

昨年度・全国との比較

	菊川市包括支援センター		全国（センター）	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1 組織運営体制等	84.2	89.5	84.2	85.6
2-(1)総合相談支援	83.3	100.0	90.8	91.8
2-(2)権利擁護	100.0	100.0	89.2	90.3
2-(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援	83.3	83.3	80.9	79.4
2-(4)地域ケア会議	100.0	100.0	82.5	81.5
2-(5)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	60.0	100.0	79.5	81.4
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	100.0	100.0	89.3	84.8



令和2年度に改善に取り組んだ項目：

2-(1)総合相談支援（相談事例の終結条件を定めた）

2-(5)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援（介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の指針・基本方針の作成）

令和3年度に改善に取り組んだ項目：

2-(5)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

令和2年度に作成した介護予防ケアマネジメント介護予防支援の指針や基本方針、マニュアルを見直した。

今後の課題（評価指標から実施できていない項目）

2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

●介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。

●個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。

（2）菊川市地域包括支援センター設置状況

【菊川市地域包括支援センター】

設置場所：菊川市総合保健福祉センター プラザけやき（菊川地区）

運営方法：行政直営 設置時期：平成18年4月

職員体制：令和4年3月1日現在

主任介護支援専門員3人（内フルタイム任用職員2人）

保健師3人（内非常勤職員2人）、社会福祉士2人

介護支援専門員1人

計9人（実換算7.2人）

【菊川市地域包括支援センターブランチ】（相談補助窓口）

設置場所：菊川市家庭医療センター あかっちクリニック（小笠地区）

運営方法：業務委託（委託先：社会福祉法人 和松会） 設置時期：平成23年2月

職員体制：令和4年3月1日現在

介護支援専門員1人、社会福祉士2人

計3人（実換算2.8人）

(3) 菊川市地域包括支援センターの体制について

《新体制》

【菊川市地域包括支援センター けやき窓口】

設置場所：菊川市総合保健福祉センター プラザけやき（菊川地区）

運営方法：行政直営

職員配置：主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士、プランナー等
計8～9人

【菊川市地域包括支援センター あかっち窓口】

設置場所：菊川市家庭医療センター あかっちクリニック（小笠地区）

運営方法：行政直営

職員配置：主任介護支援専門員、社会福祉士、介護支援専門員等
計4人

小笠地域の相談窓口「ブランチ」の業務委託は令和3年度で廃止し、令和4年度から市直営の地域包括支援センター出張所として、菊川市家庭医療センター内に開設し、呼称は「地域包括支援センターあかっち窓口」とします。

配置する人材については、社会福祉法人から2名の職員を市に出向いただきます。今年度「ブランチ」に配置されていた他1名の職員が産休を取得するため、令和4年4月1日からフルタイムの会計年度任用職員を雇用します。「あかっち窓口」の開設当初は年単位で市職員を配置し体制強化に努めます。

社会福祉法人から職員の出向をいただくことで小笠地域で相談を経験し地域の実情を把握している職員を確保したまま、ブランチでは委託できなかった相談以外のセンター業務にも対応することができます。また、出向職員はセンター業務を行うことで介護支援専門員の受験に必要なケアマネジメント業務の経験を積むことになり、人材育成にもつながると考えています。

今後あかっち窓口が不足なく効果的にセンター業務を遂行するために、十分な体制整備に努め、センター内の調整会議を2か月に1回実施し連携を密にしていきます。

《今後の方向性》

国の設置基準では、地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに設置することが望ましいとされ、高齢者3,000～6,000人ごとに「主任介護支援専門員」「保健師」「社会福祉士」を各1人以上配置することとしています。

第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画では、日常生活圏域を概ね中学校区ごととなる「東部地区」「西部地区」「南部地区」の3圏域と設定しています。65歳以上の高齢者人口は東部4,627人、西部4,348人、南部4,062人となっていますが、日常生活圏域ごとの地域包括支援センター設置とはなっていません。

そのため、出張所は専門職が確保できるまでの体制とし、将来的に2箇所目の増設を目指し、引き続き人材の確保と育成に努めていく必要があると考えています。